

平成24年11月6日判決言渡 同日判決原本領収 裁判所書記官

平成23年(ワ)第15033号 保証金返還等請求事件

口頭弁論終結日 平成24年9月10日

判 決

原	告	株式会社ニュー・テクノロジー
同	訴訟代理人弁護士	豊 崎 寿 昌
同		濱 谷 美 穂
同		伊 藤 献
被	告	株式会社日本量子波動科学研究所

主 文

- 1 被告は、原告に対し、金4億5000万円及びこれに対する平成23年12月21日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、原告が、①被告との間で、被告の製造する油化還元装置その他につき、原告が販売代理店を務める内容の総販売代理契約（以下「本件販売代理契約」という。）を締結し、契約金2億円を被告に支払ったが、本件販売代理契約は、被告の責めに帰すべき事由によって解除に至ったとして、被告に対し、本件販売代理契約の解除に基づき、契約金2億円及び催告期限後である平成23年12月21日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求めるとともに、②被告との間で、被告が中華人民共和国（以下「中国」という。）所在の公的機関や企業等を相手に実施する

廃プラスチック類，廃油類資源化装置並びに原油精製装置に関する製造・販売等の事業について，業務提携基本契約（以下「本件業務提携契約」という。）を締結し，保証金として2億5000万円を被告に預託したが，①と同様の事情による解除又は契約期間満了により，本件業務提携契約は終了したとして，被告に対し，本件業務提携契約の終了に基づき，保証金2億5000万円及び催告期限後であり，契約期間満了日の翌日である平成23年12月21日から支払済みまで，商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

1 判断の基礎となる事実

以下の各事実は当事者間に争いが無いが，掲記の各証拠又は弁論の全趣旨により容易に認められる。

(1) 当事者等

ア 原告は，重質油，廃油，廃プラスチック等を炭化水素油に精製する装置の製造及び販売等を目的とする株式会社である（甲1の1）。

イ 被告は，大気汚染防止装置，水処理装置，廃棄物処理装置，その他の公害防止機器及びこれに関連する設備，プラントの設計，製造，施工，販売並びに輸出等を目的とする株式会社である（甲1の2）。

ウ 株式会社Sun風（以下「Sun風」という）は，被告と同様，大気汚染防止装置，水処理装置，廃棄物処理装置，その他の公害防止機器及びこれに関連する設備，プラントの設計，製造，施工，販売並びに輸出等を目的とする株式会社である（甲1の3）。

エ P1は，平成22年6月11日に解任されるまで被告の取締役を務め，平成20年5月15日から平成21年2月2日まではその代表取締役を務める一方，平成16年12月24日以降，Sun風の実質取締役でもあったが，平成23年5月19日に死亡した（甲5）。

P1の妻のP2は，平成23年9月9日に辞任するまで被告の実質取締役

を務める一方、平成16年12月24日以降、Sun風の代表取締役でもある（甲1の2，甲1の3，甲5）。

(2) 本件販売代理契約の締結

ア 原告は、被告との間で、平成18年9月15日、原告が被告の製造する油化還元装置及び同装置の稼働から精製される軽質油、エマルジョン燃料燃焼装置等の販売の代理店を務める内容の本件販売代理契約を締結した。

本件販売代理契約は、原告は被告に対して契約金2億円を支払うこと、被告の責めに帰すべき事由により本契約の解約に至った場合、被告は上記契約金を原告に全額返還すること（10条）、有効期間は成立後3年間とし、期間満了日の1か月前までに契約終了の意思表示を行わない限り、本契約を更新したものとみなすこと（15条、16条）を規定している（甲2）。

イ 原告は、平成18年9月21日ころ、被告に対し、本件販売代理契約に基づき、契約金2億円を支払った。

(3) 本件業務提携契約の締結

ア 原告は、被告との間で、平成18年12月20日、被告が中国所在の公的機関や企業等を相手方として実施する廃プラスチック類・廃油類資源化装置並びに原油精製装置に関わる製造・販売、技術指導、メンテナンス及びこれに関連する事業に関し、原告が総合的に支援する内容の本件業務提携契約を締結した。

本件業務提携契約は、当該契約に定める義務又は個別契約に定める義務の履行を担保するため、契約締結に際し、原告は被告に対し、保証金として2億5000万円を預託すること、本件業務提携契約終了後速やかに、被告は原告に対して上記保証金全額を返還すること（第6条（4））、本件業務提携契約の有効期間は締結日から2年間とすること、

期間満了日の3か月前までに原告又は被告のいずれからも書面による解約の申し入れがない場合には1年間延長され、以後も同様とすることを規定している。

イ 原告は、前同日、被告に対し、上記保証金として2億5000万円を支払った。

(4) 特許権等

Sun風、P1及びP2は、以下の特許権及び特許出願人の地位（以下、これらをあわせて「本件特許権等」という。）を有していた。

ア 加熱油化装置及び加熱油化方法（甲4の1）

（ア） 特許出願公開番号 特開2006-328338

（イ） 公開日 平成18年12月7日

（ウ） 出願日 平成17年7月19日

（エ） 出願人 Sun風

イ 水改質触媒、水改質装置及び水改質方法並びに機能性水（甲4の2）

（ア） 特許出願公開番号 特開2006-334505

（イ） 公開日 平成18年12月14日

（ウ） 出願日 平成17年6月1日

（エ） 出願人 Sun風

ウ 燃料改質触媒（甲4の3）

（ア） 特許番号 特許第4129076号

（イ） 登録日 平成20年5月23日

（ウ） 出願日 平成10年5月13日

（エ） 特許権者 P1及びP2

エ ポリ塩化ビフェニル分解装置及び該方法並びにポリ塩化ビフェニル分解システム（甲4の4）

（ア） 特許出願公開番号 特開2008-271996

(イ) 公開日 平成20年11月13日

(ウ) 出願日 平成18年9月20日

(エ) 出願人 Sun風

(5) 解除の意思表示

原告は、被告に対し、平成23年8月30日到達の通知書をもって、Sun風と被告は一体であり、Sun風が、本件特許権等及び中国で出願中の特許にかかる出願人の地位を第三者に譲渡したという被告の責めに帰すべき事由により、本件販売代理契約及び本件業務提携契約は履行不能になったとして、両契約を解除する旨意思表示するとともに、本件販売代理契約上の契約金2億円及び本件業務提携契約上の保証金2億5000万円を、同書面到達後2週間以内に返還するよう求めた（甲7の1・2）。

2 争点

(1) 本件販売代理契約の解除に基づく契約金返還義務の有無（争点1）

(2) 本件業務提携契約の解除又は終了に基づく保証金返還義務の有無

（争点2）

第3 争点に対する当事者の主張

1 争点1（本件販売代理契約の解除に基づく契約金返還義務の有無）について

【原告の主張】

(1) 被告は、本件販売代理契約のもと、重油、廃油、廃プラスチック等を価値の高い軽質油（ガソリン、灯油、軽油等）に変換する油化還元装置を、平成18年12月末日までには納品すると約束していたにもかかわらず、実際に被告が製作した装置では、日本国内の税制上必須である灯油（JIS規格を満たしたもの）への油化が不可能であり、上記約束を果たすことができなかった。

被告は、その後も所定の性能を有する装置を完成させることができず、

平成19年暮れころには、原告が販売代理活動を行うことは事実上不可能であることがほぼ確定し、この時期には既に、本件販売代理契約は、被告の責めに帰すべき事情により事実上履行不能になっていたといえる。

ただ、原告は、被告の海外事業に協力しつつ、被告が日本国内でも販売可能な装置を完成することを期待し、契約の解除を見合わせていた。

(2) 一方、油化還元装置の製造には、被告の役員を務めるP1及びP2や、彼らが同じく役員を務めるSun風が権利を有する本件特許権等を利用することが必須である。にもかかわらず、本件特許権等は、平成23年3月10日、第三者へ譲渡され、その移転登録もされたため、第三者に対抗できる実施権を有しない被告は、全くの無権利者となり、油化還元装置の製造を行うことができなくなってしまった。

(3) 以上のとおり、本件販売代理契約は、被告の責めに帰すべき事由によって被告の履行が不能となり、原告による前記解除の意思表示によって終了したのであるから、契約金2億円の返還事由である「被告の責めに帰すべき事由によって解約に至った場合」に該当する。

(4) 被告は、銀行、原告及び株式会社UFOを同一視し、本件販売代理契約上の契約金が実質的には回収済みであるかのような主張をするが、その論理や趣旨が不明であり、明らかに失当である。

【被告の主張】

(1) 本件販売代理契約は、原告も4、5年にわたって営業努力や報告をしていないなど形骸化した契約であり、今になって、「被告の責めに帰すべき事由によって解約に至った」などというのは不可解である。

また、被告は、本件特許権等の専用実施権を有しており、本件特許権等がスペイン人であるP3あるいはその支配会社に移転しても、被告による実施が妨げられるものではなく、本件販売代理契約における被告の債務不履行はない。そもそも、本件特許権等の譲渡は、悪意の第三者で

あるP3を譲受人とするものとして無効である。

- (2) そもそも本件販売代理契約上の契約金2億円は、銀行の被告に対する当初貸付金の回収に充てられたものであり、銀行は既にその融資分を回収している。

したがって、被告が契約金2億円の返還義務を負うと解する余地はない。

- 2 争点2（本件業務提携契約の解除又は終了に基づく保証金返還義務の有無）について

【原告の主張】

- (1) 本件業務提携契約で製造・販売等の対象として掲げられている「廃プラスチック類・廃油類資源化装置並びに原油精製装置」は、重油、廃油、廃プラスチック等を価値の高い軽質油（ガソリン、灯油、軽油等）に変換する装置であり、その製造には、中国でSun風が出願中の特許である加熱油化装置及び加熱油化方法（中国での出願番号P1816CN）及び重質油軽油化装置及び方法（中国での出願番号W2016CN）の技術が必要である。

にもかかわらず、それら特許出願人の地位が平成23年3月10日に第三者へ譲渡されてしまったため、第三者に対抗できる実施権を有しない被告は、全くの無権利者となり、上記装置の製造を行うことができなくなってしまった。

このように本件業務提携契約に基づく被告の義務履行は不能に至ったといえ、原告による前記解除の意思表示によって、本件業務提携契約は終了したものである。

- (2) また、本件業務提携契約は、原告又は被告いずれからも書面による解約の申し入れがないまま、平成23年12月20日までは順次更新延長されていたが、上記解除の意思表示をもって書面による解約申し入れが

あったといえるから、仮に解除の点を考慮に入れずとも、同日をもって本件業務提携契約が終了していることに変わりはなく、保証金2億5000万円の返還義務が生じている。

- (3) 被告は、銀行、原告及び株式会社UFOを同一視し、保証金の実質的には回収済みであるかのような主張をするが、その論理や趣旨が不明であり、明らかに失当である。

【被告の主張】

- (1) 被告は、本件業務提携契約の遂行上必要な知的財産権の専用実施権をすべて保持しており、中国におけるSun風の特許権や特許出願人たる地位がP3あるいはその支配会社に移転しても、被告による実施が妨げられるものではなく、本件業務提携契約における被告の債務不履行はない。そもそも、Sun風からP3への特許権等の譲渡は、悪意の第三者であるP3を譲受人とするものとして無効である。

- (2) 本件業務提携契約上の保証金2億5000万円は、銀行が目論んだ違法な迂回融資の一環であり、銀行は既にその融資分を回収しているといえる。

したがって、被告が保証金2億5000万円の返還義務を負うと解する余地はない。

第4 当裁判所の判断

- 1 争点1（本件販売代理契約の解除に基づく契約金返還義務の有無）について

- (1) 前記判断の基礎となる事実、証拠（甲1の1～3，2，4の1～4，5，6，7の1・2，8，11の1～3，12，乙6，原告代表者，被告代表者）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 原告と被告とが平成18年9月15日に締結した本件販売代理契約は、被告が製造する油化還元装置につき、原告が、被告の代理人として、

日本国内での販売を独占する旨の内容であった。油化還元装置は、廃プラスチック等から灯油、軽油などを精製する装置であるが、その開発、製造には、本件特許権等にかかる発明を利用することが不可欠であった。

原告は、本件販売代理契約締結の際、代理店業務遂行のためには、平成18年12月末日までに油化還元装置（ミニZ-II）1台の納入を受ける必要がある旨を述べ、被告もこれを了承した。

しかし、被告は、油化還元装置（ミニZ-II）を前記期限までに完成させることができず、その後も日本国内の市場へ向けて納品することはできなかった。以後現在に至るまで、本件販売代理契約に規定された油化還元装置にかかる日本国内での事業が、進展することはなかった。

イ 本件特許権等は、Sun風単独の名義か、その代表取締役であるP2及び取締役であるP1夫妻の共有名義であった。しかし、被告は、本件販売代理契約を締結した当時、P1及びP2ともに取締役を務めるなどの人的関係もあり、本件特許権等にかかる発明の実施を許されていた。ただし、本件特許権等につき、被告の専用実施権又は通常実施権あるいは仮専用実施権又は仮通常実施権の設定登録はなかった。

P1及びP2は、平成23年3月10日ころ、本件特許権等のうち、発明の名称を燃料改質触媒とする特許権（特許第4129076号）をP4に対して譲渡し、同日特許権移転登録手続きをした。また、Sun風は、同月9日、本件特許権等のうち、上記特許権を除いた3つの特許出願人の地位を、同じくP4に対して譲渡し、特許庁長官にその旨届け出た。

被告は、P4から、本件特許権等にかかる発明につき、いかなる実施権の設定も受けたことはない。

ウ 原告は、被告に対し、平成23年8月30日到達の通知書をもって、本件特許権等の譲渡といった被告の責めに帰すべき事由により、本件販売代理契約が履行不能となったとして、本件販売代理契約を解除する旨意思表示した。

- (2) 以上認定の事実によれば、被告は、本件販売代理契約締結から4年以上が経っても、本件販売代理契約上の業務遂行に当たって必要な油化還元装置を完成させることができなかったものである。そして、被告は、当該製造に不可欠な発明にかかる本件特許権等につき、元々は通常実施権あるいは仮通常実施権を有していたと解されるが、本件特許権等が第三者に譲渡され、被告がその実施を継続できるかは極めて不透明な状態になったのであるから（平成23年6月8日法律第63号〔特許法等の一部を改正する法律〕施行日である平成24年4月1日より前の譲渡であるため、通常実施権及び仮通常実施権につき、登録なくして特許権者等に対抗できない。）、もはや上記装置の完成は不能になったものといわざるを得ない。すなわち、本件販売代理契約上被告が負っていた上記装置の製造義務の履行は、平成23年3月の本件特許権等の譲渡及びその旨の登録・届出により、不能に至ったものというべきである。そのため、本件販売代理契約は、原告から被告に対する平成23年8月30日の解除の意思表示によって終了したと認められる。

したがって、本件販売代理契約は、被告の履行不能に起因して終了に至ったものといえるから、被告の責めに帰すべき事由により解約に至った場合に該当し、本件販売代理契約第10条に基づき、被告は、原告に対し、契約金2億円を返還しなければならない。

- (3) 被告の主張について

この点、被告は、本件販売代理契約上の契約金2億円は銀行の被告に対する当初貸付金の回収に充てられたもので、銀行は既にその融資分を回収

しているから、被告が契約金2億円の返還義務を負うことはない旨主張するが、法的根拠が不明である上、本件全証拠によっても、被告主張の前提となる事実を認めることはできず、その主張が採用できないことは明らかである。

また、被告は、本件特許権等の譲受人が背信的悪意者である旨主張するところ、実施権の登録がなくても同人に対抗できるとの趣旨と解されるが、本件特許権等の譲受人が背信的悪意者であることを認めるに足りる証拠はなく、その主張は採用できない。

加えて、被告は、本件販売代理契約が終了に至ったのは、原告の営業努力不足が原因であり、被告の責めに帰すべき事由によるものではない旨の主張もするが、本件販売代理契約上の業務を遂行していく上で、被告が油化還元装置（ミニZ-II）を完成させることの必要性は、原告及び被告が書面をもって確認したことである。被告はその義務を履行することができなかつたのであるから、この点に本件販売代理契約終了の主たる原因があるといわざるを得ず、被告の主張はやはり採用できない。

被告は、他にも様々な主張をするが、いずれも本件販売代理契約の解除に基づく契約金2億円の返還義務を否定する事情とはいえない。

(4) 小括

以上により、本件販売代理契約の終了に基づき、被告に対し、契約金2億円の返還及びこれに対する契約解除の後である平成23年12月21日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求める原告の請求は理由がある。

2 争点2（本件業務提携契約は原告による解除又は期間満了によって終了したか）について

(1) 原告と被告は、平成18年12月20日に本件業務提携契約を締結したが、その契約期間は2年と定められ、期間満了日の3か月前までに原告

又は被告のいずれからも書面による解約の申入れがない場合には1年間延長され、以後も同様とされた。

そして、原告は、被告に対し、平成23年8月30日到達の通知書をもって、Sun風が中国で出願中の特許にかかる出願人の地位の譲渡といった被告の責めに帰すべき事由により、本件業務提携契約が履行不能となったとして、本件業務提携契約を解除する旨意思表示したが、これは、本件業務提携契約を終了させる意思表示として、上記「書面による解約の申入れ」の趣旨も包含するものと解される。

Sun風が、中国で出願中の特許につき、出願人の地位を譲渡したかは証拠上明らかでないため、上記意思表示により、解除されたと認めることはできない。しかし、本件業務提携契約は、原告又は被告いずれからも書面による解約の申入れがないまま、平成20年12月20日の契約期間満了日以降も1年ずつ延長されていたものであるが（弁論の全趣旨）、平成23年12月20日の3か月以上前である同年8月30日に、上記通知書をもって「書面による解約の申入れ」がされたのであるから、同年12月20日の経過により、期間満了で終了したといえることができる。

したがって、被告は、原告に対し、本件業務提携契約の第6条（4）に基づき、預託を受けていた保証金2億5000万円の返還義務を負うと認められる。

(2) 被告の主張について

被告は、本件業務提携契約上の保証金2億5000万円につき、銀行が目論んだ違法な迂回融資の一環であり、銀行は既にその融資分を回収しているといえるから、被告が保証金2億5000万円の返還義務を負う理由はない旨主張するが、法的根拠が不明である上、本件全証拠によっても、被告主張の前提となる事実を認めることはできず、その主張が採用できないことは明らかである。

被告は、他にも様々な主張をするが、いずれも本件販売代理契約に基づく契約金2億円の返還義務を否定する事情とはいえない。

(3) 小括

以上より、本件業務提携契約の終了に基づき、保証金2億5000万円の返還及びこれに対する契約終了の後である平成23年12月21日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求める原告の請求は理由がある。

第5 結語

以上の次第で、原告の請求はすべて理由があるから、これを認容することとし、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第21民事部

裁判長裁判官 谷 有 恒

裁判官 松 川 充 康

裁判官 網 田 圭 亮